

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

### 東日本大震災に係る食費及び居住費等に関する補助の適用期間の取扱いについて

東日本大震災により被災した介護保険の被保険者の食費及び居住費等に関する補助の適用については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号。以下「震災特別法」という。）第 90 条から第 92 条までにおいて、特例対象期間として、平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 2 月 29 日までの間において特定被災区域における災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 2 条に規定する救助の実施状況を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間（震災特別法第 50 条）、実施することとされている。

この「厚生労働大臣が定める日」については、これまで平成 23 年 8 月 31 日を予定している旨、「東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の免除等の運用について」（平成 23 年 5 月 16 日老発 0516 第 1 号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）で示してきたところである。

しかしながら、被災地の状況等を踏まえ、食費及び居住費等に関する補助の適用期間について、下記のとおりとすることとしたので、管内市町村（特別区を含む）のほか、被保険者、介護サービス事業者、関係団体等関係各方面へ確実に伝達されるよう周知徹底に特段の御配慮をお願いします。

なお、周知に当たっては、別添のリーフレットを適宜ご活用いただきたい。

### 記

- 1 食費及び居住費等に関する補助の適用期間については、平成 23 年 8 月 31 日までを予定していたが、被災地の状況等を踏まえ、平成 23 年 9 月以降も、当分の間、これを継続することとしたこと。

このため、保険者においては、平成 23 年 9 月 1 日以降も、当分の間、補助の対象者に対し、食費及び居住費等に関する補助を継続していただきたいこと。

なお、既に発行している、介護保険施設等における食費・居住費減免認定証（以下「認

定証」という。)における有効期間を修正する必要はないこと。

また、今後発行する認定証の有効期間については、

- ① 「平成〇年〇月〇日から厚生労働大臣が定める日まで」と記載する
- ② 「平成 23 年 8 月 31 日まで」と印字された物を「厚生労働大臣が定める日まで」と取り繕う
- ③ 空白にしておく

等の方法が考えられる。

- 2 平成 23 年 9 月 1 日以降、有効期間が「平成 23 年 8 月 31 日まで」と記載されているなど、失効しているように見える認定証についても、震災特別法第 90 条から第 92 条までの規定による食費及び居住費等に関する補助の対象者である限りにおいて当分の間、有効な認定証として取り扱うものとする。
- 3 平成 23 年 9 月 1 日以降の食費及び居住費等に関する補助についても、平成 23 年度介護保険災害臨時特例補助金の補助対象であること。また、所要額については、平成 23 年 11 月に予定している変更交付申請の際に計上されたいこと。
- 4 食事及び居住費等に関する補助の適用期間の終了時期については、追って連絡すること。